

リチウムイオン二次電池電解液の消防法危険物判定

リチウムイオン二次電池および電解液の保管・取扱いにあたり消防法危険物判定が必要となる。電解液は一般に引火性液体であるため消防法第4類の危険物に該当する。また、電解液は電池内では電極およびセパレータに含浸されているため、引火点を持つ固体ともみなされる場合もあり、その場合は第2類危険物の判定が必要となる。

本資料ではこれら2つの消防法危険物判定について紹介する。



電解液

消防法第4類（引火性液体）判定

【測定項目】

- ・液状確認（20℃）
- ・引火点測定
タグ密閉式、セタ密閉式
- ・動粘度測定 ・発火点測定
- ・水溶性試験

※危険物判定フローにより
実施する測定項目が変わります。

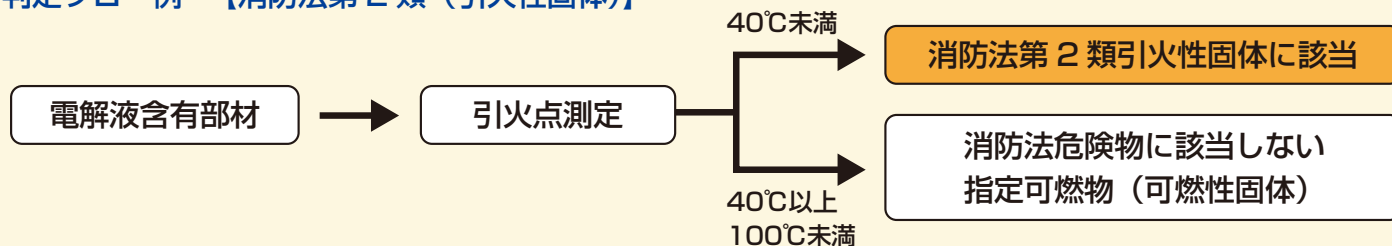
電解液 / 電極 / セパレータ

消防法第2類（引火性固体）判定

【測定項目】

- ・引火点測定
セタ密閉式
JIS K 2265-2 に準拠（迅速平衡法）
- ・燃焼熱量測定

判定フロー例 【消防法第2類（引火性固体）】



- ・電池解体による部材採取から測定まで一貫して対応いたします
- ・採取した電解液の組成分析を行い類似組成の電解液を調製することも可能です（組成による）

